

入院時食事療養費の自己負担金額の変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響を受け、厚生労働省より食事療養費標準負担額の改訂通知がありました。

これに伴い、中部徳洲会病院においても令和7年4月1日より下記のように負担金に変更となります。
ご理解いただけますようお願い申し上げます。（※全医療機関共通の負担額変更となります）

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担分）【1食当たりの金額】

一般の方※	490円 ⇒ 510円
難病患者、小児慢性特定疾病患者の方 (住民税非課税世帯を除く)	280円 ⇒ 300円
住民税非課税世帯の方	230円 ⇒ 240円
住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が 90日を超えている場合	180円 ⇒ 190円
住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない 70歳以上の高齢受給者	110円（変更なし）

(注意事項)

- ①長期入院日数届書を提出し、認定を受ける必要があります。申請月以前の12か月間で低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）であった期間内の入院日数が90日を超える場合は、お住まいの市町村の担当窓口に入院日数の分かる医療機関の領収書などを添えて届け出て下さい。なお、長期入院該当開始月は、届出日の翌月1日となります。
- ②発行された時点で必ず病院の窓口へ提示して下さい。提示が遅れた場合は認定証が適用できない場合もありますので、ご了承下さい。
- ③今回の改訂は厚生労働省からの通知によるもので、全国の医療機関共通の改訂額です。
- ④ご不明な点がございましたら、お問合せください。